

令和2年7月1日

第100回 神戸市個人情報保護審議会

開発許可申請管理システムの導入について

(都市局)

神都指第 588 号  
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

開発許可申請管理システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：都市局指導課  
経済観光局調整区域指導課

開発許可申請に係る事務処理システムの導入における個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【開発許可申請に係る事務処理システムに係る情報項目】

【(1) 開発事業審査申出書・大規模開発事業計画申出書】

- ・開発事業者（個人による申出書提出の場合がある）
- ・開発事業者住所（ 〃 ）
- ・開発事業者電話番号（ 〃 ）

(開発事業情報)

- ・開発事業区域
- ・開発事業区域面積
- ・事業の目的（自己の居住用・業務用・非自己用）
- ・都市計画区域及び用途地域
- ・予定建築物の用途
- ・計画人口及び戸数
- ・住宅の供給計画
- ・開発事業区域の選定に係る事項  
(文化財が分布する地区、学校施設が著しく不足するおそれのある地区、土砂災害のおそれのある地区)
- ・設計者名
- ・設計者住所
- ・設計者電話番号
- ・工事施行者
- ・工事施行者住所
- ・工事施行者電話番号
- ・協議確認先
- ・その他必要事項
- ・所見
- ・位置情報
- ・申請番号

【(2) 開発行為許可申請書・開発事業承認申請書】

上記(1)に加えて次の通り

(開発事業情報)

- ・工事着手予定年月日
- ・工事完了予定年月日
- ・法第 34 条の該当号及び該当する理由

- ・手数料
- ・許可番号
- ・開発事業審査申出書の受付番号

【(3) 開発(変更)許可申請書・開発事業変更承認申請書】

上記(1)(2)に加えて次の通り

(開発事業情報)

- ・当初開発許可年月日・番号
- ・変更許可番号
- ・開発事業(変更)審査申出書の受付番号
- ・変更の理由

## 開発許可申請管理システムの導入について

### 1. 趣旨

都市計画法に基づく開発許可制度は、道路の拡幅や公園の設置など公共施設を整備する必要性を生じさせる規模(近畿圏整備法により神戸市では500㎡以上)の開発行為が行われる際に、これらの公共施設をあわせて整備させること等の規制を通じて、良好な宅地水準の市街地の形成を図ることを目的としている。

このため、法人事業者だけでなく、個人でも自己の居住用の住居を建替・新築する場合や、非自己用の集合住宅の新築・建替、戸建て住宅の宅地分譲をする際においても、500㎡以上の開発行為を行おうとするもの(以下「事業者」という。)は、開発許可に係る手続きを行うこととなっている。

これら開発許可に係る一連の各種手続き情報は、同法施行時の昭和44年から許可の要否を確認するための事前の審査の申出書や開発許可申請などの申請をそれぞれ異なる紙台帳にて管理を行っているため、各種検索や集計・統計などは台帳確認による手作業で行わざるを得ないほか、公共施設等の管理部局への依頼文や事業者への通知文の作成・出力などはexcelやwordへ申請者や地番情報等を入力し直すなど煩雑な作業が生じている。

そこで、各種申請に伴い受領した情報のデータベース化を行い、各種検索や公共施設等の管理部局への依頼文の作成や送付を自動化できるシステムの構築をめざす。また、当該システム上には住宅地図データ上で開発許可区域の範囲情報・開発許可番号および、各種申請の基本情報も簡易に参照できる環境も構築するなど、事務の効率を高めることにより相談対応や事業者の手続きの迅速化を図りたい。

### 2. 事業者が開発行為に要する手続きの流れ

- ①大規模開発事業計画申出書・開発事業審査申出書(開発許可の要否、公共施設等の整備の有無を確認すべき公共施設等の管理部局の教示を行うもの)を神戸市へ提出
- ②開発区域に標識を設置(開発事業審査申出書の結果通知を受けてから設置)
- ③住民説明(開発事業者が規模に応じた範囲の周辺住民に説明し、住民説明の内容に関する報告書の提出を義務付け)
- ④公共施設等の管理者等との協議(公共施設等の管理部局との協議の義務付け)
- ⑤開発許可申請及び開発事業承認(上記①～④の手続完了後に開発許可・開発事業承認の申請)
- ⑥工事着手届
- ⑦工事完了検査
- ⑧工事の検査済証交付、完了公告

※申請者・工事施行者の変更、計画の変更等が生じた場合は変更に係る手続きを行う。

### 3. 概要

#### (1) 申請情報のデータ化

開発事業審査申出書(紙媒体)に記載されている、事業者の氏名・住所のほか開発事業情報を基本情報としてデータ化することにより、各種検索や集計・統計等を容易にするほか、依頼文や通知文を自動作成する機能等を付加する。

開発事業審査申出書の回答後の各種手続きにおいても、基本情報に各種手続きの受付日や計画変更に係る手続きの内容等を追加入力し、一連の行為として情報を管理して行く。

また、公共施設の整備の必要がない、単なる形式的な区画の分割・統合にとどまる、一定規模以上の切土・盛土等の造成工事を伴わない場合は、指導課より公共施設（道路、公園、下水道、水路、消防水利）の管理部局に公共施設整備の有無の照会を行うが、その際にはコラボフロー機能により照会・回答の入力ができるほか、回答状況の管理や回答の一覧表を自動作成するなど事務の効率化を図る。

## （２）地図情報のデータ化

開発計画地の位置情報・申請番号を住宅地図データ（カンタンマップ）にリンクさせ、同システム情報との一元管理を行う。地図上データの開発計画地を指定するとシステムの当該地の個別の基本情報が参照でき、基本情報画面からも地図ボタンを押すと開発計画区域が表示された住宅地図データが開くなど２画面表示で確認可能となる。

事業者が紙媒体で提出する申請書類（開発事業審査申出書・開発事業計画書等）の内容は、公文書公開請求時には公開する情報であり、神戸市情報セキュリティ対策基準における機密性 1 の情報（公開の対象となる情報）に該当する。

なお、当該システムは、いずれもクラウドサービスであるデータベースを管理・利用するサービス「キントーン」および業務フローを管理し公共施設等管理部局の関係者間で閲覧するサービス「コラボフロー」の環境内に、委託事業者が構築することとする。

引き続き、当該システムと連携し、都市計画法第 47 条で規定されている開発登録簿の閲覧が可能な端末を指導課窓口に導入することにより、さらに事務の効率を高め事業者の手続きの迅速化を図っていききたい。

## 4. 効果

- （１）住宅地図データ上で開発許可区域の範囲情報・開発許可番号および、各種申請の基本情報も簡易に参照できる環境も構築することにより、各種問い合わせや相談などへの迅速な対応が期待できる。
- （２）開発事業情報をデータ化し申請に係る台帳の一元化を図ることにより、各申請に応じて記入していた紙台帳への記入作業が不要となるほか、各種検索や集計・統計作成の作業時間の短縮・効率化が期待できる。
- （３）関係各課への依頼文の送付にあたっては、コラボフロー機能を利用し、意見照会の際の意見集約などシステム上で回答状況の確認を行うとともに、回答の一覧表を自動作成するなど迅速かつ適正な事務処理が期待できる。

## 5. 実施予定時期

令和 2 年 4 月～	システム稼働（法人事業者情報のみ）
令和 2 年 7 月～	個人情報を含めた運用を開始

## 6. 処理件数

### （１）開発事業審査申出書・開発許可申請

30 年度	審査申出書	321 件（内、個人 55 件）	開発許可	83 件（内、個人 14 件）
31 年度	審査申出書	328 件（内、個人 49 件）	開発許可	72 件（内、個人 13 件）

※その他、変更等に関する各種申請書等

## 7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

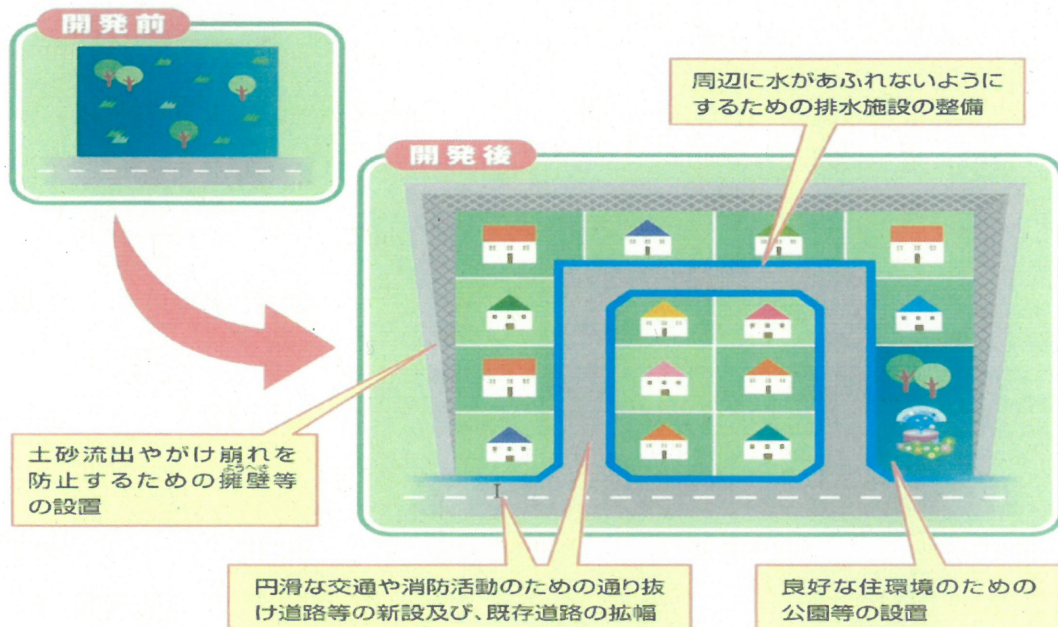
- ・職員のパソコンは「PC 統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませたのちパスワードを入力しなければ、ログインができない。また、外部記憶媒体の利用や不要なソフトウェアのインストールを制限している。
- ・「キントーン」は不特定多数の事業者が利用可能なクラウドサービスであるが、本件においては IP アドレスのアクセス制限により他団体からのアクセスを遮断する。
- ・「コラボフロー」は不特定多数の事業者が利用可能なクラウドサービスであるが、本件においては特定の職員あてに配信するメールからのアクセスに限定することで、審査関係業務職員のみアクセスできるようにする。
- ・「キントーン」および「コラボフロー」にて取り扱う情報を、上記のとおり機密性 1 に該当する情報に限定することで、神戸市情報セキュリティポリシーに準拠する。
- ・外部からの不正アクセスを阻止する既存のファイアウォール（外部侵入防止装置）を活用するとともに、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等により情報漏洩を防ぐ措置を講じる。
- ・職員によるキントーンの利用については、ID 及びパスワードによる適切な権限設定を行い、都市局計画部指導課及び経済観光局調整区域指導課の審査関係業務職員のみがアクセスできるようにする。

### (2) 運用上の保護

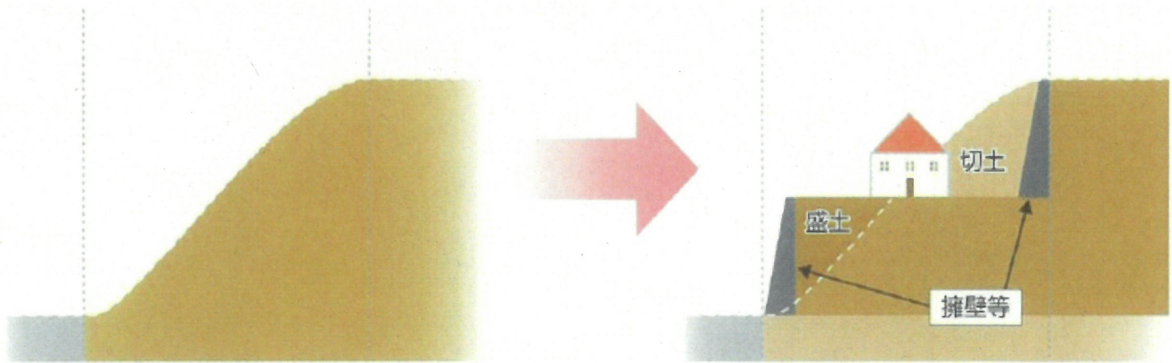
- ・受領した個人情報を含む紙媒体は、これまで通り施錠された書庫に保管するとともに、保存年限が経過した段階で、速やかに適切な方法で処分する。
- ・パスワードを定期的に変更するとともに、各サービスへのアクセス状況を常時監視・記録する。
- ・必要なデータは、定期的に全庁ファイルサーバ内の専用フォルダに保管する。
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

# 開発行為とは

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更



## 形の変更



## 質の変更

